

会 議 録

会議名 (付 属 機 関 等 名)		川西市上下水道事業経営審議会	
事務局 (担 当 課)		上下水道局 経営企画室 経営企画課	
開催日時		平成28年6月4日(土) 午前10時	
開催場所		川西市役所 庁議室	
出席者	委員	井上定子、木本圭一、藤井秀樹、宮本幸平、岡田久美子、後藤徹、中井成郷、吉永京子	
	事務局	上下水道事業管理者、上下水道局長、経営企画室長、水道技術室長、下水道技術室長、水道技術課長、下水道技術課長、経営企画課長、同主幹、営業課長、同主幹、同主査、生活支援室主幹	
傍聴の可否予定		可	不可・一部不可
		傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		1 開 会 2 管理者あいさつ 3 委員の紹介 4 事務局の紹介 5 川西市上下水道事業経営審議会規則の説明 6 会長及び副会長の選出 7 諮 問 8 議 事 (1) 川西市上下水道料金の生活保護減免制度のあり方について (2) 今後の審議会の運営方法について (3) 次回開催日時について 9 閉 会	
会議結果		別紙審議経過のとおり	

審議経過

【1 開会】

(司会者)

ご案内しておりました時間となりましたので、ただ今から「川西市上下水道事業経営審議会」を開会させていただきます。

皆さま方におかれましては、本日はご多忙にもかかわらずお集まりいただき、誠にありがとうございます。

これより、会議を進めさせていただくわけではありますが、当審議会は、「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」第10条第3項の規定に基づきまして、公開となっております。したがって、個人情報など、非公開情報に該当するものを除きまして、審議会の傍聴を認めるとともに、会議録を公開することとなりますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、「上下水道事業経営審議会委員」の委嘱状の交付について、ご説明させていただきます。

本来であれば、大塩市長より委嘱状を交付させていただくべきところではございますが、市長が他の公務のため、委嘱状を机の上へ配布させていただいております。委員の皆さま方には誠に失礼とは存じますがよろしくお願い申し上げます。

【2 管理者あいさつ】

(司会者)

続きまして、上下水道事業管理者から皆さまへご挨拶申し上げます。

(事業管理者)

おはようございます。川西市上下水道事業管理者の小田でございます。

本来なら、市長がご挨拶申し上げますところではございますが、本日市長は他の公務と重なっており出席が叶いませんでしたので、僭越でございますが、私からご挨拶を申し上げます。

このたび、審議会設置にあたりまして、皆様方に委員就任のご依頼を申しあげましたところ、ご快諾を賜り、この場をお借りしましてお礼申し上げます。ありがとうございます。また、本日は、大変お忙しい中にもかかわらずご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

すでにご承知のように、川西市の上下水道、特に、まず水道につきましては、昭和29年の2月に通水が始まっております。一方、下水道につきましては、昭和40年に猪名川流域下水道に参画をいたしまして、両事業とも今日まで長い歴史を築いてまいりました。今日、ようやく両事業とも100%に手が届こうかという状況になりつつあります。この間、両事業の運営面を財源面から支えます使用料収入につきましては、数度にわたる改定を重ねてまいりましたが、その過程で生活困窮者への配慮、いわゆるそういう形で生活保護世帯の減免ということで運用してまいりました。本来、生活扶助

費につきましては、ご承知のように、光熱水費の算定根拠の中に含まれております。また、非常に各市とも長い歴史を有しているということで、最近ですと、生活保護減免を廃止している実態も見受けられる状況でございます。私どもの市におきましても、再度このあり方について、ご審議を賜りたくこの度、諮問をさせていただくというふうに考えているところでございます。

どうか委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、お時間を取ることになりますけれども慎重なご審議を賜りますようお願い申しあげまして、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申しあげます。

【 3 委員の紹介】

(司会者)

では、次に、委員のご紹介をさせていただきます。誠に恐縮でございますが、自己紹介をお願いしたいと思いますので、お手元の「川西市上下水道事業経営審議会委員」の名簿に基づきまして、井上委員から順番によろしくお願いいたします。

(各委員が自己紹介)

なお、中田委員でございますが、本日は、所属しておられます障がい者団体連合会の定例行事のため、欠席する旨の報告を受けております。

以上で、各委員のご紹介を終わります。

【 4 事務局の紹介】

(司会者)

引き続き、事務局職員を紹介させていただきます。

(順次、司会者が事務局の紹介をする。)

【 5 川西市上下水道事業経営審議会規則の説明】

(司会者)

それではここで、お手元にお配りしております審議会の資料について、ご確認をお願いしたいと存じます。

まず、「川西市上下水道事業経営審議会委員」「会議次第」、続いて資料1の「川西市上下水道事業経営審議会規則」、資料2の「第1回川西市上下水道事業経営審議会資料」、資料3の「平成28年度上下水道事業経営審議会、部会スケジュール(案)」でございます。

それでは早速でございますが、川西市上下水道事業経営審議会規則の説明を事務局からさせていただきます。

(事務局)

それでは、川西市上下水道事業経営審議会規則につきまして、ご説明いたします。
お手元の「資料1」をご覧ください。

まず、この規則は第1条の趣旨から第9条の補則までで構成されております。

第2条では審議会は市長の諮問に応じて上下水道事業経営に関する重要事項について調査審議すると規定されています、

また、第3条では、委員の数は10人以内、第4条では委員は学識経験者及び水道の利用者等の代表者から市長が必要の都度、委嘱し、委員は審議会が終了したときに解任されると規定されています。第5条におきましては、委員の互選によってこの審議会に会長、副会長を置くことになっています。会長は会務を総理して審議会を代表し、副会長は会長を補佐し、会長に事故もしくは欠けたときは、その職務を代理すると規定されています。

次に裏面をご覧ください。第7条では、会長は必要があるときは審議会に部会をおくことができることになっています。部会に属する委員及び部会長については、会長が指名するとあり、部会長は部会事務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告するとなっております。

以上、簡単ではございますが、これで説明を終わらせていただきます。

(司会者)

ただいまの、川西市上下水道事業経営審議会規則について、ご質問等はございませんか。

(「なし」の声)

【6 会長及び副会長の選出】

(司会者)

それでは次に、会議の議長となる「会長」及びその補佐となる「副会長」についてご説明させていただきます。

「川西市上下水道事業経営審議会規則」第5条の規定に基づき、当会議の会長及び副会長を選任する必要がございます。同規則第5条第2項では「会長及び副会長は互選によって定める」とありますが、いかがいたしましょうか。

(委員)

僭越ではございますが、選出に関しまして提案がございます。審議会経験のある学識経験者の中から選出した方がいいのではないかと思います。そこで、会長には藤井委員を、副会長には木本委員が適任であると思います。いかがでしょうか。

(司会者)

ありがとうございます。ただ今、会長を藤井委員に、副会長を木本委員に、とのご意見がありましたが、ただ今のご意見のとおり会長、副会長を選任することによろし

いでしょうか。

(「異議なし」の声)

(司会者)

それでは、藤井委員に会長を、木本委員に副会長をお願いすることといたします。
どうぞよろしくお願いいたします。

(藤井委員、木本委員 会長席、副会長席へ移動)

(会長)

ご指名により、会長を仰せつかることになりました藤井でございます。
皆様のお力添えをいただきながら、務めてまいりたいと思いますので、ご協力の程
よろしくお願いいたします。

(副会長)

ご指名により、副会長を仰せつかることになりました木本でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

【 7 諮問】

(司会者)

次に、当経営審議会規則第 2 条に基づき、事業管理者から審議会に諮問をさせていただきます。藤井会長よろしくお願いいたします。

(事業管理者が諮問書を朗読し、会長に手渡し)

(事業管理者)

平成 28 年 6 月 4 日

川西市上下水道事業経営審議会会長様

川西市長 大塩 民生

川西市上下水道事業経営について(諮問)

本市上下水道料金の生活保護減免制度の在り方について諮問します。
よろしくお願いいたします。

(司会者)

それでは、会長、これより議事進行をよろしくお願いいたします。

【 8 議事】

【(1) 川西市上下水道料金の生活保護減免制度のあり方について】

(会長) それでは、これより議事に入ります。

今回の審議会では、「川西市上下水道料金の生活保護減免制度のあり方について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)

それでは、「川西市上下水道料金の生活保護減免制度のあり方について」ご説明いたします。資料2をご覧ください。

(パワーポイントにより説明)

生活保護減免制度のあり方について、ご説明いたします。

まず初めに、本市における上下水道料金の減免制度の現状についてご説明いたします。上下水道料金の減免制度については、「生活保護減免」と「漏水減免」の2つがあります。まず、水道事業の減免の根拠ですが、川西市水道事業給水条例第35条に「管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例により納付しなければならない料金又は手数料その他の費用を軽減又は免除することができる」と規定しております。

水道事業は、使用量に応じた料金収入で運営されており、収入の根幹となる料金の減免は、あくまで特別な措置として行っているものであります。その内容は、川西市水道事業給水条例施行規程第15条第1項の規定に基づき、生活保護減免については、「生活保護法の規定により生活扶助を受けている者が属している世帯の場合」、また、漏水減免については、「計量した使用水量が漏水等のために通常の使用水量と著しく相違する場合」として規定しております。

次に、下水道使用料については、川西市下水道条例第20条に「管理者は、公益上その他特別の理由があると認める者に対しては、使用料を減免することができる」と規定しております。

水道事業と同様に、下水道事業の運営におきましても、下水道使用料が収入の根幹となりますので、使用料の減免は特別な措置として行っているものであります。

その内容は、川西市下水道条例施行規程第16条第1項の規定に基づき、生活保護減免については、「生活保護法の規定により生活扶助を受けている者が属している世帯の場合」、漏水減免については、「水道水の使用水量が漏水等のため排除汚水量と著しく相違する場合」として規定しております。

次に、本市の減免制度のうち、生活保護減免の現状について、ご説明いたします。

対象者は、先ほどの施行規程のとおり「生活保護法の規定により、生活扶助を受けている者が属している世帯」としております。

水道料金及び下水道使用料は基本料金と水量料金の合計によりそれぞれ算定しております。これらの料金請求に際しての生活保護減免についてであります。水道料金については、基本料金は、メーター口径20mm以下の基本料金全額である1,400円を、水量料金は、20 m³までの使用料金相当額を減免しており、最大である20 m³の場合は1,400円となります。

下水道使用料については、基本料金は、メーター口径に関わらず同一の基本料金全額である 1,200 円を、水量料金は、水道と同様、20 m³までの使用した料金相当額を減免しており、最大である 20 m³の場合は 1,100 円となります。

これら上下水道料金を合わせた減免額は、最大で 1 期税抜 5,100 円となります。

平成 27 年度における生活保護減免の状況は、対象請求件数として、水道 6,834 件、下水 6,643 件、税抜減免額として、水道 16,738,920 円、下水 13,657,229 円、上下水道合計して、30,396,149 円となっております。平成 28 年 3 月末の生活保護減免対象世帯は 1,162 世帯です。上下水道料金の請求は 2 カ月に一度で、年度につき 6 期分請求しておりますので、請求件数は生活保護減免対象世帯数のほぼ 6 倍となっております。

生活保護減免の形態について、ご説明いたします。

大きく分けまして、給水契約者が生活保護受給世帯である場合と、給水契約者が集合住宅の家主や管理会社である場合の 2 種類があります。

本来生活保護減免は、料金支払者である給水契約者が生活保護受給世帯であることを基本とする制度ですが、これまで、その適用を拡大解釈し 1 つの市メーターにより給水する集合住宅で、その物件に生活保護受給世帯が居住する場合、給水契約者が家主や管理会社である場合であっても減免しております。

さらに給水契約者が家主や管理会社である場合、世帯数認定をしている場合と世帯数認定していない場合の 2 種類があります。

世帯数認定とは、一つの市メーターで給水している集合住宅で、2 世帯以上が独立して居住できる部屋があり、各部屋に私設メーターが設置されている場合、申請に基づき世帯数を認定するものです。

世帯数認定をした場合の上下水道料金の算定方法は、基本料金についてはメーター口径 20mm 以下の基本料金を世帯数分、水量料金については、市メーターで計量した水量を各世帯均等に使用したとみなし算定します。

水量料金単価は使用水量が多い区分程、高くなるため、使用水量を一定以上使用する物件は、世帯数認定した方が安価になります。

この場合の生活保護減免は基本料金については、該当の物件に居住する生活保護受給世帯数分であり、水量料金については、各世帯均等とみなした水量の 20 m³までを減免しております。

世帯数認定していない場合の上下水道料金は、戸建と同様、水道メーター口径による基本料金と市メーターで計量した水量に基づく水量料金の合計となります。減免については、すでに廃止しておりますが、給水契約者が生活保護受給世帯である場合と同様であり、1 給水契約分の減免をしておりました。

それぞれの問題点ですが、後ほど詳しくご説明いたしますが、どの区分にも共通してある問題点として、生活保護における生活扶助費にはそもそも上下水道料金が含まれていること、そして、上下水道事業の収益を圧迫していることが挙げられます。

また、上下水道局は公営企業であり、お客様からいただいた上下水道料金等により、その事業を行っております。このような事業形態である上下水道事業の運営において、生活保護減免制度がどうあるべきかといった点があります。

世帯数認定している物件については、それに加え、先ほどご説明したとおり各世帯

均等とみなした水量により減免していることから、実際の使用水量の減免ではないということ、また、あくまで給水契約者である家主や管理会社に対し減免しており、肝心の生活保護受給者にどこまでその効果が及んでいるか、把握が困難なことが挙げられます。

世帯数認定していない物件については、世帯数認定している物件の問題点に加え、複数生活保護受給世帯の入居がある場合、家主や管理会社が減免分を還元しようとしても、1基本料金と水量 20 m³までの減免であり、基本的には各部屋の私設メーターもないことから、どの世帯にいくら減免するかの算定ができないことが挙げられます。

以上が生活保護減免の形態と問題点となります。問題点については、もう少し詳しく後ほどご説明いたします。

次に生活保護減免のこれまでの経過について、ご説明いたします。

川西市は南北に長い地形であり、まず昭和 29 年度に南部地区の料金を制定いたしました。その後、北部地区の水道事業の認可を受け、昭和 49 年度に北部地区の料金制定をしております。また、同年度に南部地区において 87.9%増の料金改定を行っております。

その後、昭和 51 年度に、南部地区では 102.9%の増加、北部地区では 30.9%の増加と、大幅な料金改定が行われ、経営審議会の答申を受け、生活保護減免を開始いたしました。その際は、基本料金のみを減免開始としました。

その後、昭和 55 年度に、南部地区・北部地区の料金を改定し、料金統一を行いました。その際、南部地区は 30.9%の増加、北部地区はマイナス 20.7%の減少となりました。

その後、昭和 61 年度に 22.7%増加の料金改定が行われました。その際に、1 期につき 20 m³も減免の対象となりました。

その後、平成 4 年度には、さらに 29.1%増加の料金改定が行われました。

その後、平成 16 年度に経営審議会が行われ、生活保護減免は合理的な範囲にとどめるべきとの答申を受け、生活保護減免を継続しました。

翌年の平成 17 年度には、さらに 13%増加の料金改定が行われました。

その後、平成 27 年度には、世帯数認定をしていない集合住宅の生活保護減免を廃止いたしました。

これまでご説明しましたように、生活保護減免制度はその開始から 40 年が経過し、数々の問題点があると認識しており、これを検討する必要性を感じておりましたが、平成 27 年度におきまして、生活保護減免制度に関する住民監査請求が監査委員に提起されました。

こちらのスライドが、請求内容の概略になります。一つの市メーターで給水している集合住宅（世帯数認定をしていない集合住宅）について、料金支払者である大家に対して、生活保護減免していたことに対し、次の通り請求がありました。

1 点目が、大家が不当利得しており、大家に減免額の返還を求めるか、上下水道事業管理者は、大家と共同して水道局に返還すること。

2 点目は、返還された金額は、本来の減免対象者、つまり生活保護受給世帯に対し、支払うこと。

3点目は、すでに減免の廃止をしている世帯数認定していない集合住宅への減免廃止を撤回すること。

以上3点がありました。

また、この請求を受け審査した結果、監査委員より、次のとおりの勧告がありました。

こちらのスライドが、勧告内容の概略となります。生活保護減免は適法であるが、制度の運用において生活保護受給者に効果が及ばず、結果的に上下水道局に損害が生じているため、減免相当額を補填するよう勧告がありました。

また、下記意見の付記もありました。

1点目が、生活保護受給者に減免効果が及ぶか考慮し、合理的な範囲に限定して運用すべき。

2点目が、給水契約者と生活保護受給世帯が異なる場合などの問題点を放置していたことは問題であり、見直しを図る必要がある。

3点目が、生活扶助費には、光熱水費が含まれ、そのうえで生活保護減免は二重給ともとれる状況であることから、生活保護減免の妥当性、本来の制度のあり方に等について、慎重に検討すること。以上3点の付記がありました。

次に、先ほど触れました生活保護減免の問題点について、詳しくご説明いたします。問題点は次のとおり、大きくは3つあります。

問題点1として、生活保護における生活扶助費には光熱水費として上下水道料金が含まれており、上下水道料金が結果的に二重給付となっていること。

問題点2として、世帯数認定をしている物件において、家主や管理会社には、個人情報のため生活保護受給世帯が該当物件に居住している事実を伝えることができず、減免効果が生活保護受給者に及んでいるか把握が困難であること。

問題点3として、人口減少や節水機器等の普及により、収益が減少傾向である一方、生活保護減免額は増加傾向にあるため、収益を圧迫していること。

以上3点があります。

まず、問題点1の上下水道料金の二重給付となっていることですが、この表は社会保障審議会生活保護基準部会で使用された資料ですが、第一類費と第二類費の内訳を示しております。生活扶助基準額は、世帯員の年齢に応じ設定されている「第一類費(個人別経費)」と、世帯の人員に応じ設定されている「第2類費(世帯共通的経費)」を合計し算定されております。

このうち、第2類費に光熱・水道が含まれていることが分かります。

生活扶助基準額は、食費がいくら、光熱水費がいくら、被服費がいくらと積み上げて算定されるものではなく、一般国民の消費実態との均衡上、妥当であるかどうかの評価を踏まえ算定されます。

次の表は、同じく社会保障審議会生活保護基準部会で使用された資料で、一般低所得世帯の生活扶助相当支出額と生活扶助基準額が均衡していることを示しております。

夫婦、子1人である世帯の場合、低所得世帯の生活扶助相当支出額が148,781円で生活扶助基準額が150,408円、60歳以上の単身世帯の場合、低所得世帯の生活扶助相

当支出額が 62,831 円、生活扶助基準額が 71,209 円となっており、ほぼ均衡した支出額となっております。

次に、問題点 2 の世帯数認定物件での減免効果の把握が困難であることですが、まず、世帯数認定物件で減免開始までの流れをご説明いたします。

まず、川西市福祉事務所長より生活保護減免の開始申請が、上下水道局営業課にあります。その際、生活支援室より、生活保護受給者へ、上下水道料金の減免があることを説明しています。

その後、申請を受け、営業課で減免を決定し、川西市福祉事務所長に減免開始決定通知を行います。

その決定通知後、次の水道メーター検針請求分より、該当の生活保護受給者分の減免開始を行います。

問題点といたしましては、現在の減免開始までの流れにおいては、家主や管理会社等の給水契約者には、個人情報保護の観点から生活保護減免することを伝えられず、減免の効果が生活保護受給者に及んでいるか把握が困難な状況にあります。

最後に問題点 3 の収益を圧迫していることですが、22 年度から 27 年度までの水道料金と下水道使用料の調定額（調定額とは請求額のことですが）と生活保護減免額を表にしております。

水道料金については、調定額が 22 年度は 31 億 970 万 1 千円でしたが、27 年度には 28 億 9,898 万円と 2 億 1,072 万 1 千円減少しており、5 年間で 6.78% 減、一方、生活保護減免額は 22 年度は 1,433 万 8 千円でしたが、27 年度には 1,673 万 9 千円と 240 万 1 千円増加しており、5 年間で 16.75% 増となっております。調定額が減少する一方で、生活保護減免額は増加しております。

また下水道使用料についても、調定額が 22 年度は 18 億 4,237 万 4 千円でしたが、27 年度には 17 億 6,151 万 1 千円と 8,086 万 3 千円減少しており、5 年間で 4.39% 減、一方、生活保護減免額は 22 年度は 1,142 万 6 千円でしたが、27 年度には 1,365 万 7 千円と 223 万 1 千円増加しており、5 年間で 19.53% 増となっております。下水道使用料につきましても、調定額が減少する中で、生活保護減免額は増加傾向にあります。

この表をグラフにしたものです。1 つ目が水道料金です。2 つ目が下水道使用料です。

次に 29 年度から 35 年度までの収入と支出の見込みを表にしております。こちらは、100 万円単位となっております。

水道事業につきましても、29 年度、1,300 万円の黒字ですが、30 年度には 3 千万円の赤字に転じ、以降 35 年度までの間に 2 億 3,700 万円まで赤字が増大する見込みとなっております。

また、下水道事業ですが、29 年度 4 億 1,800 万円の黒字ですが、以降 35 年度には 3 億 4,800 万円まで黒字が減少する見込みとなっております。

また、水道事業、下水道事業に共通して、この金額とは別に、熊本地震における被害や、想定される南海トラフ地震による影響を極力軽減するため、老朽管の更新や、施設の耐震化が求められており、今後、これに対応する多額の経費の支出が見込まれます。

このような厳しい経営環境の中で、生活保護減免を継続することは、さらに事業運

営を圧迫する要因となります。

このように収支が悪化する見込みですが、生活保護減免がその要因の一つになっていると考えております。

以上、生活保護減免制度の現状、経過、問題点について、ご説明いたしました。よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今の資料2につきまして、事務局から議題の「生活保護減免のあり方について」説明がありました。

委員の皆様は、以上の説明につきまして、ご質問または意見等がありましたら頂戴したいと思います。

(副会長)

まず確認ですけど、スライド4の表で、1つの件数で請求される最低金額は2,600円ということで間違いないでしょうか。基本料金が減免されるということですね。

(事務局)

そうです。

(副会長)

この2,600円に13,468件をかけると3,500万円よりちょっと上になると思うんですけど、これはどうしてですか。

減免額を請求する方って、この基本料金2つを請求するということではないんですか。請求した場合、1件というのは2,600円が最低という意味ではないんですか。

(事務局)

例えば、下水道を使用されていない方もいます。

(副会長)

なるほど。上水だけで下水を使用していない、だから片方の1,400円のみ請求の方もあるという意味ですか。それなら計算が合います。

(副会長)

これまで世帯数認定していない集合住宅があったというのは、どういう経緯でそういうものがあつたんでしょうか。

(事務局)

本来、アパートやマンションの集合住宅で、世帯数認定しないのがまず原則です。ところが、各部屋に私設メーターがつけられていく状態があつて、その家主や分譲の場合、事業主さんの方から世帯数認定してほしいという申請があることによって、初

めて世帯数認定をさせてもらうことになります。

(副会長)

世帯数認定という言葉の意味は、個別にメーターがついている意味であって、生活保護の方がいる、いないという意味で使っているというわけではないということですか。

(事務局)

そうです。

(副会長)

それなら理解しました。

それで、個別にメーターを付けていないところについては、生活保護の方がいらっしゃっても減免をしないことにしたという意味ですか。

(事務局)

世帯数認定していない物件に関しましては、27年8月のメーター検針分より減免を廃止しています。

(副会長)

了解しました。それでよく理解できました。

(副会長)

あと、5ページの9の手続きは、手続きとしてはわかったんですけど、これって生活保護の方が申請されるんですよね。

(事務局)

減免の申請は、福祉事務所長から申請をいただいて決定しています。本人からの申請ではありません。

(副会長)

ということは、現状は、ご本人も申請していないし、市の担当課長が認定してその集合住宅に減免が起きて、その集合住宅の家主も自分の所に生活保護の方がいらっしゃるかどうかわからないんで、生活保護の方も基本料金が減免にならずに基本料金は払っているかもしれないという意味ですか。

(事務局)

基本的には生活支援室の方から生活保護受給者の方に上下水道料金の減免があることを伝えていただいていますので、生活保護受給者の方から家主に減免を受けていますということを言ってもらって、減免している効果が及ぶことと考えています。

(副会長)

この個人情報の観点からというのは、本人が言わなかったら家主には伝わっていないから、本人には請求しているかもしれないという意味ですか。

(事務局)

完全に減免効果が及んでいるか把握ができていないのが現状であります。

(副会長)

今の私の質問で合っていますか。本人が家主に言わなかったら、家主には世帯に保護があるかどうか知らないから、本人が言わない限り、家主は本人に基本料金分を払わんでいいよということにはしていない、ということは、減免分 2,600 円は家主の収入になっていると。

(事務局)

そういったケースもあり得ます。

(副会長)

その状況がそもそも把握できないんですね。

(事務局)

そのとおりです。

(会長)

他に委員の皆さんでご意見、ご質問等ありませんか。

(委員)

2つあります。1つは、他の市町村の状況をお伺いしたいということと、もう1つは、昭和 51 年に初めてこの制度が導入されまして、その時どういう経緯で、あえてこのような二重減免ということを導入した経緯がわかれば教えていただきたい。

(事務局)

他市の状況につきましては、後程ご説明させていただきますが、昭和 51 年当時の詳細な記録が残っていないんですけれども、当時、考え方としては度重なる料金改定があったということの中で、生活困窮者の救済をするというような観点がもう一方ではありました。

そういったことを合わせた時に、その当時は基本料金だけなんですけれども、基本料金を減免していく必要があるだろうというようなことを考えられたというふうに聞いています。

その当時の普及率等からいきますと、今現在ですと 100%に近いような普及率となっ

ていているというような状況もありますけども、当時の普及率はまだそこまで達していないというような状況がありますから、対象者もそれほど多くはなかったのではないかなということは想像がつかますけども、一応、生活保護受給者イコール生活困窮者という形で減免していたというふうには聞いております。

(事務局)

近隣市では、宝塚市が上下水道料金の基本料金を減免されております。芦屋市が下水道料金の基本料金を減免しております。尼崎市、西宮市、猪名川町、三田市はそれぞれ減免の制度はないということになっております。

(委員)

6 ページなんですけども、上下水道料金の二重給付のところなんですけども、ここには「光熱・水道」という形で丸印がついてまして、これは下の方に表があって生活保護を毎月 15 万円ほどいただいているという状況の中で、水道の部分に関してはこのぐらいの金額で、その他交通費にこのぐらいという配分的な料金があってこの金額が出ているんですか。

(事務局)

こちらにつきましては、1 件 1 件の項目を積み上げた形で合計 15 万円という積算になっておりませんので、全体でだいたいこのぐらいということですよ。

(委員)

当初から水道代等として見積もられてこのような形になっているうえに、まだなおかつ減免されているということ自身はちょっと腑に落ちないというようなところが無きにしもあらずなんですけども、一般主婦としたらどうしてかなという思いがあるんですけども、どうしてこうなってしまったのかという思いがあるんですけども、ここで水道代としてお支払しているのであれば、金額的に 30 年後、積み重なっている金額を見ますと、たぶん生活保護を受けておられる方の人数も少しずつ多くなる見込みがあるんじゃないかと思うんですね。

そしたら、川西市のことしかわかりませんが、2 カ月に 1 回の料金としては決して安くありませんよね。さきほども出ていましたように、基本料金の 1,400 円と 1,200 円がカットされる中で、まだなおかつ多く使っている人に、またそれ以上に減免されるわけでしょう。

(事務局)

使用水量が最大 20 立方メートルまでの減免がされています。

(委員)

だから、このあたりのところをもう少し減額したような形で、二重をどうしてもしないといけないのであれば、案としたら、ここの水道の形のところの部分、たぶん

この金額がされたら生活している方はいいと思われるかもしれないので、水道の料金のところで基本料金の全額でなくて半額とか、そういう形で少しずつ埋めていかないとかかんと違うかなと思います。

(事務局)

まさにおっしゃっている通りで、保護費につきましては国の基準に基づいて支給されるものですから、こちらの方で恣意的にできないと。一方で、まさに今回ご議論していただくとしております二重給付にあたります水道料金等の減免措置について見直しを何とかできないかなということで、今申し上げている状況なんですけども、他市について先ほどご説明いたしましたように、減免をしていない市が多いんですけども、もともとはそういった生活保護対象者に対する減免制度がありまして、一方で生活保護費の中に光熱水費が含まれているということで、ここ近年のうちに、見直しの結果、廃止されている自治体が多いということで、川西市についても今回あり方についてご議論いただきたいという趣旨でお集まりいただいている状況であります。

(委員)

ただ、生活保護を受けていらっしゃる方が、例えば、賃貸住宅の中にあつたとしても、それは市の方で把握していると思うんです。そしたら、その人からは基本料金の免除がなくて大家さんの方だというの自身が既におかしい話であつて、だから、その部分に関しても一応整理するために全部、一から見直して基本料金のところも、一般家庭はあれとしても、そのところを最小限半額にするとか全額なくするかというところまでもっていかないと二重払いというところでちょっと引っかかる点がありますね、消費者とすれば。

(事業管理者)

おっしゃっていただいている通りでして、今の二重給付になっているという問題点が1つと、やはり料金の減免ですから我々事業者としては給水契約者しかできないという意味で、二重になっているだけではなくて、そのうえで対象がある程度限られてしまうと、この2つの点がありますからこの際どうしましょうかということで一度ご検討いただきたいということでもありますので、今まさにおっしゃっていただいた問題を構造的に抱えているということになるのかなと思います。

(委員)

そしたら、減免をなくすということになれば、両方の問題が解決するということですね。

(事業管理者)

究極で言えば、その通りであります。

(委員)

生活保護を受けておられる方自身が、こういう形で光熱費も水道のお金も、給付されている項目の中にありますよというのはご存じなんですか。例えば、15万円をいただく中に通信費とか交通費とかあげられていますよね。この中に水道料金も含まれているんですよというような内容等は生活保護を受けていらっしゃる方はご存じですか。

(事務局)

生活保護を受けている方には、国で基準が設けられております最低生活費として世帯の構成によって国で決められた基準額の提示はさせてもらっています。だから、水道代が入っていると、そういう言い方はしておりません。保護のしおりなんかを用いて、水道の減免制度がありますよということはお伝えさせてもらっています。

実際に申請がありますから、福祉事務所長が水道局の方へ申請しますので、その結果が返ってきます、減免ができるのかできないのか。先ほどお話しがありましたように、一本メーターのところは廃止になっていますのでね。それは減免できないという答えが返ってきます。あるいは減免になりましたよということも通知がきますので、福祉の方から利用者の方に伝えていきます。

いろんなやり方があるって、福祉部局としては、保護者の人が申請者となって、今取り扱いは福祉事務所長がなっていますが、実際に制度を利用している方が申請していただく方法でしています。

減免廃止云々とかそういう問題ではなくて現状、福祉事務所だけのやりとりだと制度を利用している保護者が知らないところでいく可能性があるんで、だから申請自身を保護者の人がしていたんです、水道へ。他の例であるんですけども、NHKの受信料の減免は保護者の人が直接NHKの方に申請していただくんですけど、その際に福祉事務所が保護を受けていますよという証明を押し申請いただいているという例がある。

(委員)

今の質問のポイントは、支給されている方は、中に水道も入っていることを知っているか、知らないかということです。そのことについて説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

水道料金が入っていますよという説明はしておりません。最低生活費はいくらですよという説明です。

(委員)

減免はできますよということはおっしゃっていると。

(委員)

それではちょっと難しくなりますね。この生活保護において、これだけのような形で、これだけの分は出しますよという説明をなさっているのと、なさってなくて、なおかつ減免できますよとなってきた時には、ちょっと難しいですね。

最初にこれを謳って、こういう形のもののために一応これだけの給付をさせていただいているという話の中でのことであれば減免を廃止することができると思うんですけども、この話がなっていない中で減免できますよというパンフレットを見せて本人が減免をしてくださいと言っておられるわけでしょう。

そしたら、この部分がいくら上下水道の方がここに今問題点を記されてきても、これは私たちだけが知っている話であって、生活保護を受けておられる方自身がお知りにならないとなったら難しいですよ。

一からの説明で実はこれに入っているところから話を戻さないと、パンフレットを見て減免されますよと行ってきてらっしゃる方がこれだけの人数いらっしゃるわけじゃないですか。この金額の方がいらっしゃるということは、ほとんどの方がそれを受けていらっしゃるから支払っているわけでしょう。

ですから、この減免しますよということに関しては、上下水道自身が生活保護の中味を存じ上げていないと思っていいらっしゃる方が多いんじゃないかと思うんですけど。

(事業管理者)

ちょっと話が混乱しているようなんですけど、少し整理させていただきますと、1つは国の制度として生活扶助費の算定の中に入っているというのは、これは制度的なものです。その中身をどう説明しているか、しないかというのは生活保護の方で保護の申請をしてきた時にどう説明しているかという問題になると思います。

一方、そこで減免制度がありますよと言ってパンフレットをお示ししていますのが、あくまで私どもがその制度の運用をしているからそれをお知らせしているということですから、そこを混同してしまうと話がややこしくなるのかなというふうに思います。

(会長)

いくつか出ましたので、私が理解している範囲で委員の皆様からいただいたご意見、ご質問について整理させていただきます。

まず、副会長から、現状が把握しにくいというご指摘がありました。その理由の1つとして制度の前提に大きな問題があるのではないかとということでした。そのために一般市民と生活保護世帯の間においても、不公平が生じているのではないのでしょうか。

次に、委員から2点コメントないし質問がありました。1つは近隣市における状況についてです。近隣市には減免制度があるところとないところがあるということです。近隣市の事例は、本市におきましてこの制度を今後どう取り扱うのかということを考える際に、貴重な参考例になります。したがって、減免制度がある市、ない市のそれぞれの状況、それから最近において例えば廃止されたという事例があれば、どういう理屈で、あるいはどういう状況で廃止になったのか等について、情報をまとめて

頂ければと思います。もし逆に、新しく減免措置を導入したという市がもしあれば、それに関する情報も提供して頂ければ助かります。

それから委員の2つ目の質問は、昭和51年に減免制度が導入された際の経緯は、どのようなものであったかということでありました。当時は度重なる上下水道料金の改定が実施されていたため、事務局はそういう言葉を使っておられません。激変緩和の措置として導入されたというふうに拝聴したところです。40年前の制度ですから、現在ではいろいろ条件、状況が変わってきているわけですが、導入の前提となる社会環境が変わっていれば、現在この制度の存在理由が変質している可能性があります。したがって、昭和51年当時における状況と現状を照らし合わせて、当時とどこが同じで、どこが違うのかということを検証し、その中でこの制度を今後どう取り扱うべきかを考えていく必要があると感じました。

それから、その他の委員からご意見が出ました。これは恐らく市民の目線からのご質問、ご意見であったと受け止めております。

上下水道料金は生活保護の支給額を算定する際の積算項目としては明示されていないが、上下水道は日常生活に不可欠のサービスなので、支給額のトータルには当然含まれていると考えられます。先ほど事務局からお示し頂いた資料でも、全体の金額で見た場合、上下水道料金を含めた標準的な生活費と実際の支給額は大体釣り合っているわけです。ということは、上下水道料金を含めた生活保護支給額を支給する一方で、上下水道料金を減免している現行の制度では、上下水道料金に相当する金額が生活保護世帯に二重支給されていることとなります。その他委員からのご質問は、まずこの点を確認されたものと受け止めました。

したがって、当市の一般の市民の方からすると、当然不公平感を拭えないということになります。いずれも市民の税金で賄われるものですから。

以上に関連して、そういう減免措置を受けていらっしゃる方々が二重支給になっているということについてちゃんと説明を受けているかどうかという質問がありましたが、これは結論的に言えば、説明を受けていないということですね。とすると、支給を受けている世帯からすれば、減免制度の廃止は、二重支給の解消というよりは、単なる支給額の減額と映るので、直ちにこれを廃止することは難しいかもしれないということでした。

ただ、制度に不備があって、それを巡って1つには市民の方と減免措置を受けていらっしゃる方の中に不公平があり、それから2つ目に生活保護を受けていらっしゃる方の中でも減免措置を受けていらっしゃる方と受けられない方がいらっしゃるという不公平があるわけです。そういう複雑な問題が生じている中で住民監査請求が行われました。40年前に導入された制度ですから、いろいろ制度疲労を起こしているわけですが、それをそのままにしておくと、住民監査請求の勧告に見るように、個人の責任で問題を処理するべきであるというような動きが出てくることとなります。本件の場合、大家さんと管理者が私費で弁償せよという勧告になっています。

これは社会問題の決着のつけ方としては、非常に大きな問題があるものだと思います。問題の根本原因には触らずに、生じた問題を現場の直接的な当事者の責任を追及する形で、ケースバイケースで処理しようとするものです。ですから、今後同じよう

な問題が起こった場合には、また同じようなことが繰り返されるのではないかと思います。そういった危惧を、個人的には覚えます。

以上、委員の皆さんにいただいた意見、コメントの趣旨を、私の理解する範囲で整理致しました。何か抜けていることとかあればご指摘いただけると助かります。このような理解でよろしいでしょうか。

(委員)最後のページで、かなり水道の赤字が累積されているというか、拡大しているんですが、とりわけ35年度には2億3,000万円という金額になってまして、これはある程度信憑性があるものなのかお聞かせいただきたい。

(事務局)この数値につきましては、前回の水道ビジョンの数値から直近の状況を反映したものであります。

主な減少の理由としましては、高齢化に伴う人口の減少による使用量の減とか、節水器具のトイレとか洗濯機とか、そういうものを使用される方が多くなったと。それと度重なる震災等で節水意識が向上してきましたので、そういうような影響が今後も継続されると見込んでおりますのでこのような収支になっております。

(会長)将来のことなので、いろんな前提がおありになると思います。この場であまり先走って個人的な所見を述べるのは適切でないかもしれませんが、これまで長年、本市の上下水道事業経営審議会に参加させていただいた経験から申しますと、経営の見通しについては、相当楽観的な数字が上がっていると思います。赤字にしても黒字にしても、です。

その理由は2つありまして、1つは分担金を経常的収入に入れているという問題ですね。これは全国的には会計処理にばらつきがあるんですけども、お金の趣旨からするとおかしい。新築をされたり、新しく購入したマンションに入居される方が、入居に際して1回に限って支払うものなんですね。1回限りの収入を経常的収入としながら年度の経営を回していくというのは、いかにも不健全と言わざるを得ません。分担金は資本的収入として処理するのが適当と考えます。

もう1つは、減価償却が十分にされていないという問題です。その結果、配水管の取替が滞ることになります。それに加えて、先ほど事務局から説明がありましたが、耐震に対する資本投資もこれから増えてくるわけですから、そういうことをトータルに勘案すると、キャッシュベースで見ても、実質の赤字はもっと大きいと推測されます。結局は、過少投資で、キャッシュの帳尻を合わせることになります。

他にありませんか。

(「なし」の声)

【(2) 今後の審議会の運営方法について】

(会長)

なければ、次に議題にまいりたいと思います。次は、お手元の次第をご覧ください。

(2) 今後の審議会の運営方法についてであります。

これにつきまして、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

事務局といたしまして、今後の運営方法についてご提案申し上げます。

お手元の資料3の「経営審議会、部会スケジュール(案)」をご覧くださいませでしょうか。

今後の運営方法でございますが、先ほどご説明申し上げました審議会規則第7条により、部会を置くことができるとされておりますので、まず、学識経験者の委員さんによる部会を設置いたしまして、スケジュール表のとおり、6月23日の第1回の部会において、専門的に審議、検討をしていただきました後に、7月21日に第2回目の全体会議を開催することとし、そこで十分に審議していただきたいと思っております。

そして、9月27日に最終のご審議を願い、答申をいただくという方法で運営していただければと考えております。

(会長)

ただいまの、事務局の提案に対して、ご意見等ございませんでしょうか。

(「意見」なし)

(会長)

それでは、審議会規則第7条第1項に基づき、部会を設置することとし、同第2項により、学識経験者4名で構成し、審議を進めることで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【(3) 次回開催日時について】

(会長)

ご異議がないようですので、次の議題に移らせていただきます。

次回開催日時につきましては、学識経験者による部会を6月23日(木)の午後6時から、また市民委員さんを含む第2回経営審議会を7月21日(木)の午後6時から開催したいと思いますので、ご予約についてよろしくお願いいたします。

(会長)

その他、何かあればご発言願いたいと思っております。

【9 閉会】

(会長)

それでは、本日は以上で閉会いたします。皆さまどうもご苦労さまでした。